

建築物衛生管理業務仕様書

- 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和四十五年四月十四日法律第二十号）及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」（昭和四十五年十月十二日政令第三百四号）等の関係規定に基づき、次表のとおり実施すること。

1	給水栓での残留塩素測定	7日以内ごとに1回
2	空気環境測定	
	測定項目	浮遊粉塵量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流、ホルムアルデヒドの量（大規模の改修等を実施した場合に限る）
	測定回数	年5回（2ヵ月以内ごとに1回）※各測定日に、午前と午後2回測定
	測定場所	11か所 地下1階湯沸室、1階エレベータ前、1階事務室、1階子ども読書室、2階エレベータ前、2階第2学習室、3階エレベータ前、3階一般図書室、4階エレベータ前、4階えひめ資料室、5階エレベータ前
3	ねずみ等防除	1回 全館実施
4	水質検査	（全項目検査（28項目）、1回）
5	環境衛生管理	

（水質検査の内訳）

項 目	備 考
一般細菌	
大腸菌	
鉛及びその化合物	
亜硝酸態窒素	
亜硝酸窒素及び亜硝酸態窒素	
亜鉛及びその化合物	
鉄及びその化合物	
銅及びその化合物	
塩化物イオン	
蒸発残留物	
有機物（全有機炭素(TOC)の量）	
pH 値	
味	
臭気	
色度	
濁度	
シアン化物イオン及び塩化シアン	
塩素酸	
クロロ酢酸	
クロロホルム	
ジクロロ酢酸	
ジブロモクロロメタン	
臭素酸	
総トリハロメタン	
トリクロロ酢酸	
プロモジクロロメタン	
プロモホルム	
ホルムアルデヒド	